

○障害児相談支援給付費

基本部分	
イ 障害児支援利用援助費	(1月につき1,611単位)
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1月につき1,310単位)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき+150単位)
初回加算	(1月につき+500単位)
特定事業所加算	(1月につき+300単位)

注
特別地域加算
+15/100